

「指導者派遣事業」実施要項（令和2年1月スタート）

1 趣旨

この事業は、都内の地域スポーツクラブ（都内区市町村が東京都に届出した地域スポーツクラブ。以下「クラブ」という。）の設立及び活動の支援を目的として、クラブ及び区市町村等の申請に基づき、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）が各分野の指導者を派遣し、クラブの設立や運営、活動内容について、指導・助言を行うことで、クラブの設立支援及び活動の充実に資するものとする。

2 対象事業の内容

本事業の申請対象となる事業は、次のものとする。

- (1) 支援アドバイザー事業を利用している団体等が主催するクラブ設立のための事業
- (2) クラブの活動内容を充実させるための事業

例) クラブ主催の講習会

クラブ主催のスポーツ教室（都内区市町村との共催を含む。）

地域のスポーツニーズ調査・リサーチのための事業

ICTを活用した遠隔による指導を行う事業

※ただし、都民参加事業、シニアスポーツ振興事業の補助金が交付されている事業は除く。

3 対象団体

- (1) クラブ設立のための事業

① 都内区市町村等

② その他事業団が認める団体

- (2) クラブの活動内容を充実させるための事業

クラブ

4 指導者（講師）の要件

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者資格保有者
- (2) その他、事業団が認めるスポーツ指導者及び関係者

5 事業規模等

- (1) 指導者への謝金は、「平成31年度 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団講師等謝金支払基準表」を適用する。ただし、申請事業の規模及び形態等によりこの規定によりがたい場合には、別途協議する。
- (2) クラブへの派遣回数は、2回/年を上限とする。
- (3) 同時に同対象に複数種目を実施する場合は、種目ごとに指導者を派遣することができるものとする。
- (4) 指導者を派遣するに当たり、水泳競技や障害者等への指導など、種目の特性や安全性を考慮し、申請時の参加対象者数が15人を超える場合は、複数人員を派遣することができるものとする。
- (5) ICTを活用する場合は、1か月に10回の動画撮影による指導アドバイスを受けることができる。

6 事業実施期限

令和2（2020）年3月15日

7 本事業の手続き

実施については、「指導者派遣事業の流れ（別紙2）により次のとおり行う。

- (1) 申請（申請団体）

申請団体は、申請書（別紙3-1）により指導者派遣を希望する団体から随時申請を受け、申請書等を事業団へ提出する。

※ICT活用の場合は（別紙3-2）

- (2) 審査（事業団）

事業団は、本事業の趣旨に沿った事業として指導者派遣が適当かを審査し、派遣の可否を決定する。

- (3) 審査結果の通知並びに派遣する指導者の選任（事業団）

決定通知書（別紙4-1）により申請団体に通知する。※ICT活用の場合は（別紙4-2）

- (4) 終了報告（申請団体）

申請団体は、終了報告書（別紙5-1）により派遣事業終了後14日以内に報告すること。※ICT活用の場合は（別紙5-2）

8 指導者（講師）の選定、依頼

7(2)において派遣を決定した場合、派遣する指導者(講師)の選定、依頼を次のとおり行う。

(1) 選定

事業団は、指導者を選定し、指導者又は指導者が所属する法人等宛に所定の様式により依頼を行う。

講師の就任について(依頼)【別紙6-1(個人用)】、

講師の派遣について(依頼)【別紙6-2(所属団体用)】

(2) 講師プロフィール

事業団は、講師プロフィール(別紙7)により指導者からプロフィールを受ける。

(3) 承諾

承諾書(別紙8-1)、承諾書【法人等用】(別紙8-2)のいずれかにより講師就任の承諾を受ける。

(4) 講師謝礼

事業団は、申請団体の終了報告書(別紙5)提出日から翌月末までに謝金を指定口座へ振込む。

(5) 指導者派遣に要する旅費

島しょ地区への指導者派遣に要する旅費は、都の区部又は多摩地域を発着する船舶及び航空機運賃並びに宿泊費等については、事業団の負担とし、「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団旅費規程」に準じることとする。その他の旅費は、講師謝金に含める。ただし、この規定によりがたい場合には別途協議する。